

監査報告書

令和8年5月19日

社会福祉法人青梅みどり福社会
理事長 高橋 誠 殿

私たち監事は、令和8年5月19日に令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度の理事の職務の執行及び青梅みどり福社会法人本部、青梅みどり第一保育園、青梅みどり第二保育園、かすみ保育園の各園の計算関係書類等について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法人本部、青梅みどり第一保育園・同第二保育園・かすみ保育園とも法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められませんでした。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

(3) その他

監査終了後、理事を代表する理事長及び3園の施設長に対して今回の監査の結果や今後は正していくべき点等について指導助言を行いました。

以上が令和8年5月19日に行いました監査の報告です。

社会福祉法人青梅みどり福社会 監事 市川 民 夫



監事 土屋 久 司

